

○ 道路交通法に定める鹿児島県公安委員会が行う業務委託に関する認定基準

平成25年1月11日

鹿児島県公安委員会告示第2号

鹿児島県公安委員会が委託する道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第49条第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第6条の8のパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務（以下「パーキング・メーター管理等の事務」という。）並びに法第108条第1項及び規則第31条の4の7の免許関係事務並びに法第108条の2第3項及び規則第38条の3に規定する講習業務並びに法第109条の2第2項及び規則第38条の7第2項の交通情報提供事務に関し、当該委託業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者の基準について定めたものです。

1 組織の基準

(1) 法人にあっては、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者）のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法第75条第1項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により業務を適正に行うことができないと認められる者

(2) 法人でない者にあつては、(1)の規定に準ずるものとする。

(3) 鹿児島県内に委託事務を行う事務所を有していること。

(4) 業務に関しトラブルが発生した場合等に備え、委託事務に関する責任者を配置して、即時対応できる体制が整えられること。

(5) 責任者及び業務に従事する職員が法人と直接的な雇用関係にあり、かつ、職員を当該業務に専従させることができること。

2 設備の基準

認知機能検査（法第97条の2第1項第3号若しくは第5号、法第101条の4第2項	検査を行うために必要な施設及びその他の設備を有し、また、当該施設等は高齢者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性が確保されていること。
---	---

又は法第101条の7第1項の規定に基づく検査をいう。以下同じ。)	
運転技能検査（法第97条の2第1項第3号又は法第101条の4第3項の規定に基づく検査をいう。以下同じ。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 検査に使用する所要の普通自動車を必要数準備できるとともに所要の録画装置等，映像再生機材を準備できること。</li> <li>2 検査を行うために必要なコースその他の設備を有すること。</li> </ol>
安全運転管理者等講習（法第108条の2第1項第1号の講習をいう。以下同じ。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 規則第38条第1項の講習に必要な教本，視聴覚教材等を準備できること。</li> <li>2 講習用資機材及び講習に従事する職員を搬送するのに適した車両を準備できること。</li> <li>3 鹿児島県下警察署及び幹部派出所単位で講習会場を確保して講習が実施できること。</li> </ol>
停止処分者講習（法第108条の2第1項第3号に規定する講習をいう。以下同じ。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 規則第38条第3項の講習に必要な教本，自動車等，自動車等の構造見本，運転シミュレーター，運転適性検査器材，視聴覚教材，指導コース等を準備できること。</li> <li>2 講習内容及び受講者数等に応じて講習に必要な施設を確保できること。</li> <li>3 離島における講習に必要な設備，資機材等を準備できること。</li> </ol>
大型免許等取得時講習（法第108条の2第1項第4号，第5号，第7号及び第8号に規定する講習をいう。以下同じ。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 規則第38条第4項，第5項，第7項及び第8項並びに大型免許等取得時講習の実施に関する規則（平成6年鹿児島県公安委員会規則第7号）の講習に必要な教本，自動車等，運転シミュレーター，視聴覚教材，模擬人体装置，指導コース等を準備できること。</li> <li>2 講習内容及び受講者数等に応じて講習に必要な施設を確保できること。</li> </ol>
原付講習（法第108条の2第1項第6号に規定する講習をいう。以下同じ。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 規則第38条第6項及び原付講習の実施に関する規則（平成4年鹿児島県公安委員会規則第14号）の講習に必要な一般原動機付自転車，視聴覚教材，指導コース等を準備できること。</li> <li>2 講習内容及び受講者数等に応じて講習に必要な施設を確保できること。</li> <li>3 離島における講習に必要な設備，資機材等を準備できること。</li> </ol>
指定自動車教習所職員講習（法第108条の2第1項第9号の講	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 規則第38条第9項及び指定自動車教習所の職員に対する講習等の実施に関する規則（平成6年鹿児島県公安委員会規則第9号）の講習に必要な教本，自動車等，</li> </ol>

習をいう。以下同じ。)	<p>運転シミュレーター，視聴覚教材，自動車の構造見本，指導コース等を準備できること。</p> <p>2 講習内容及び受講者数等に応じて講習に必要な施設を確保できること。</p>
更新時講習（法第108条の2第1項第11号の講習をいう。以下同じ。)	<p>1 規則第38条第11項及び運転免許証等の更新を受けようとする者，特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施に関する規則（昭和47年鹿児島県公安委員会規則第3号）第8条第1項の講習に必要な教本，視聴覚教材等を準備できること。</p> <p>2 講習内容及び受講者数等に応じて講習に必要な施設を確保できること。</p> <p>3 離島における講習に必要な設備，資機材等を準備できること。</p>
高齢者講習（法第108条の2第1項第12号の講習をいう。以下同じ。)	<p>1 規則第38条第12項に定める講習に必要な教本，自動車等，自動車等の構造見本，運転シミュレーター，運転適性検査器材，視聴覚教材，指導コース等を準備できること。</p> <p>2 講習内容及び受講者数等に応じて講習に必要な施設を確保できること。</p>
違反者講習（法第108条の2第1項第13号の講習をいう。以下同じ。)	<p>1 規則第38条第13項の講習に必要な教本，自動車等，自動車等の構造見本，運転シミュレーター，運転適性検査器材，視聴覚教材，指導コース等を準備できること。</p> <p>2 講習内容及び受講者数等に応じて講習に必要な施設を確保できること。</p> <p>3 離島における講習に必要な設備，資機材等を準備できること。</p>
交通情報提供事務（法第109条の2第1項の規定による事務をいう。以下同じ。)	<p>1 交通情報の提供を適切かつ確実にを行うための必要な設備を有していること。</p> <p>2 全国の交通情報を収集し，また，鹿児島県の情報を提供するための組織と機器を有していること。</p>

### 3 能力の基準

パーキング・メーター管理等の事務	委託業務を行うのに必要な能力を有する者を必要数配置できること。
免許関係事務	<p>1 免許関係事務を公正かつ的確に遂行できる職員を必要数配置できること。</p> <p>2 認知機能検査については，運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第4条第2項に規定する者を必要数配置できること。</p> <p>3 運転技能検査については，運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号に規定する者を必要数配置できること。</p>

仮免許試験事務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 代表者又はこれに代わる者及び管理者的立場にある者1人以上を仮運転免許に係る学科試験及び適性試験（以下「仮免許試験」という。）の事務に充てることができること。</li> <li>2 1人以上の職員を仮免許試験以外の事務に充てることのできること。</li> <li>3 試験室、施錠設備のある学科試験問題用紙の保管庫、視力検査器、深視力検査器を備え、パソコン及びプリンターを用いて委託事務を行うことができること。</li> </ol>
安全運転管理者等講習	<p>講習に従事する講習指導員(次の資格要件を満たす者)を必要数配置できること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車の運転管理に関する研修（自動車安全運転センター安全運転中央研修所が行う「安全運転管理者課程」又は一般財団法人全日本交通安全協会が行う「安全運転管理指導者講習」）を修了した者</li> <li>2 安全運転管理者として、自動車の運転管理に関し、2年以上の実務経験を有すること。</li> </ol>
停止処分者講習	<p>講習は、運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則（昭和40年鹿児島県公安委員会規則第22号）第4条の2に定める講習指導員資格要件を満たす講習指導員を必要数配置できること。</p>
大型免許等取得時講習	<p>講習の区分に応じ、大型免許等取得時講習の実施に関する規則第6条第1項に規定する講習指導員を必要数配置できること。</p>
原付講習	<p>講習は、原付講習の実施に関する規則第6条第1項に規定する講習指導員を必要数配置できること。</p>
指定自動車教習所職員講習	<p>講習は、指定自動車教習所の職員に対する講習等の実施に関する規則第7条第3項の「専門的知識又は技能を有する者」を講師として従事させることができること。</p>
更新時講習	<p>講習は、運転免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施に関する規則第6条の講習指導員により行うことができること。</p>
高齢者講習	<p>講習は、高齢者講習の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第14号）第3条の2の規定による資格要件を満たす講習指導員を必要数配置できること。</p>
違反者講習	<p>講習は、違反者講習の実施に関する規則（平成10年鹿児島県公安委員会規則第10号）第14条の講習指導員により行うことができること。</p>
交通情報提供事務	<p>委託業務を行うのに必要な能力を有する者を必要数配置できること。</p>

附 則（令和7. 2. 18公規則15）

この基準は、令和7年3月24日から施行する。ただし、1(1)イの改正規定（「禁錮」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、同年6月1日から施行する。